

(社) 日本原子力学会 標準委員会 原子燃料サイクル専門部会  
第 23 回 輸送容器分科会 (F3SC) 議事録

1. 実施日時 : 平成 22 年 9 月 28 日 (火) 13 : 30～15 : 30
2. 実施場所 : (株)オー・シー・エル 東京本社 大会議室
3. 出席者 : (敬称略)  
(出席委員) 有富 (主査), 浅見, 池田, 伊藤, 大上, 大西, 川上, 清水, 滝谷, 林, 広瀬, 松本, 丸岡, 横山 (14 名)  
(代理出席委員) 岩佐 (大岩代理), 栗原 (道券代理), 高橋 (谷内代理) (3 名)  
(欠席委員) 久保 (副主査), 木倉, 藤沢 (3 名)  
(常時参加者) 磯辺, 植木, 海老原, 熊野, 西野, 藤田, 溝渕, 森本 (8 名)  
(欠席常時参加者) 日下, 藤本, 山内 (1 名)  
(事務局) 谷井

#### 4. 資 料

- F3SC23-1 第 22 回輸送容器分科会議事録 (案)
- F3SC23-2-1 原子燃料サイクル専門部会活動状況報告
- F3SC23-2-1 標準委員会の活動状況
- F3SC23-3 (社) 日本原子力学会 標準委員会 原子燃料サイクル専門部会 輸送容器分科会 コメントリスト
- F3SC23-4 日本原子力学会標準「使用済燃料・混合酸化物新燃料・高レベル放射性廃棄物輸送容器の安全設計及び検査基準 : 201\*」(改定前後表)
- F3SC23-5 「附属書」(検討資料)

#### 5. 概 要

(社) 日本原子力学会 標準委員会 原子燃料サイクル専門部会 第 23 回 輸送容器分科会 (F3SC) が開催され, 「使用済燃料・混合酸化物・高レベル放射性廃棄物輸送容器の安全設計及び検査基準 : 2006」の改定案について, 内容の確認及び検討を行った。

#### 6. 内 容

##### (1) 出席者の確認

事務局より, 20 名の委員中, 代理出席を含め 17 名の出席があり, 分科会成立に必要な委員数 (14 名以上) を満足している旨の報告があった。

##### (2) 前回議事録確認 (F3SC23-1)

前回議事録は, 承認された。

(3) 原子燃料サイクル専門部会及び標準委員会等の活動概況の報告

事務局より、F3SC23-2-1 および F3SC23-2-2 に沿って、原子燃料サイクル専門部会及び標準委員会の活動状況について報告が行われた。また、以下の補足説明がなされた。

- ・「ウラン・TRU……」については、TRU は時期尚早として取扱対象から除外された。
- ・10 月から立ち上がる「臨界安全分科会」については、輸送容器分科会委員からも参加者がある。

(4) 輸送容器分科会コメントリストの確認

溝渕常時参加者より、F3SC23-3 に沿って、輸送容器分科会コメントリストの確認及び対応案について説明が行われた。コメント No.9 以外については、全て了承された。主な議論等は以下の通り。

- ・コメント No.9 において、固縛装置関連の作用加速度について自重を考慮する旨の記載見直しの理由について、「運輸省自動車運搬固縛指針による」とすることとしているが、「運輸省自動車運搬固縛指針」は、平成 21 年 3 月に「改正」されたのではなく「方針案の決定」がなされたもので、まだ正式なものではない。よって、今回の F006 改定では、固縛装置関連の作用加速度の自重考慮については記載から外すべきである。

(5) 輸送容器の安全設計及び検査基準標準の主要な変更内容について

溝渕常時参加者より、F3SC23-4 および F3SC23-5 に沿って、標準改定案について、改定内容及びその理由等について説明が行われた。主な議論等は以下の通り。

- ・3.1.10 の収納物支持ガイドは、今回の対象容器にとっては不要であると考え。今回改定には加えないこととする。本文及び附属書 BD から収納物支持ガイドの記載を削除する。
- ・3.1.2 において、「混合酸化物新燃料」と「MOX 新燃料」を同義語として併記しているが、「混合酸化物新燃料 (MOX 新燃料)」とするのが妥当である。  
→JIS Z 8301 では、言い換えに括弧表記を使用することが好ましくないとされており、このような表現としている。
- ・4.2.3c) 臨界防止設計の計算方法について、減速材 (水) の記載を追加すべきである。  
→F002 「中間貯蔵施設中間貯蔵金属キャスク安全設計及び検査基準：2010」と同じ文章となっているため、F002 の次回改定でも考慮することとする。
- ・附属書 A において、輸送容器の使用者の定義として、「設計承認申請者及び／又は容器承認申請者」となっているが、現段階の容器の責任者としての表現として適切か確認したい。

- 他のケースも成立する可能性はあるが、現状では適切であるとする。
- ・附属書 BF において、追加された参考文献について「(株)オー・シー・エル」が 2 回記載されている。  
→著者名と発行機関を記載することとなっているので、2 回記載している。なお、本レポートは国会図書館に収録されている公式文書である。
  - ・附属書 BV において、申請者は「容器承認の申請者」という記載とするのが正確である。
  - ・附属書 BV において、緩衝体の近接防止金網については、付いていない容器もあるが、近接防止金網が存在する緩衝体の場合を想定して記載すべきなので、記載を省略せず、F002 と同様にすることがよい。
  - ・附属書 BV において、「バスケット」は「収納物収納装置」の例が正確な表現である。また、「スツール」も入れておいた方がよい。
  - ・附属書 BV において、「PG 水」という略称が記載されているが、正確な名称を記載すべきである。
  - ・附属書 BV において、放射線透過試験の備考欄に「フィルムレビュー」という用語が記載されているが、一般的に使用されている用語か JIS 規格などを確認しておくこと。
  - ・附属書 BY において、伝熱部材や伝熱部の定義は「主要な伝熱経路を構成する材料」という記載に見直した方がよい。また、BY.5.1 で「バスケット」となっているが、「収納物収納装置」と記載すべきである。  
→「燃料集合体」も「収納物」とすることがよい。  
→「伝熱部材」と「伝熱部」の使い分けも含めて記載を修正する。
  - ・附属書 BZ において、「キャスク」という記載は「輸送容器」とすることが適切と思われる。  
→参考とした F002 の附属書案では、「燃料温度」という表現であったが、高レベル放射性廃棄物輸送容器のように燃料を装荷しない容器もあるため、その容器との混同を避ける目的で「キャスク」として別途定義づけていた。「輸送容器」で統一する。また、「燃料」→「収納物」、「バスケット」→「収納物収納装置」とする。

## 7. 今後の予定

- ・次回分科会は 11 月 18 日（木）午後を開催する。

以 上